

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年5月22日
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	川上 隆
【電話番号】	03-5226-7791
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	さわかみファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2025年11月22日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。また、<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第一部【証券情報】

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

各申込日の翌営業日における基準価額^{*}とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

<訂正後>

各申込日の翌営業日における基準価額^{*}とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

（略）

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

（略）

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご確認いただけます。

< 一般社団法人投資信託協会ホームページアドレス > <https://www.toushin.or.jp/>

（略）

< 訂正後 >

（略）

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

（略）

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人資産運用業協会のホームページでご確認いただけます。

< 一般社団法人資産運用業協会ホームページアドレス > <https://www.imaj.or.jp/>

（略）

（3）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

（略）

委託会社の概況

イ．資本金の額(2025年9月末日現在)

（略）

ハ．大株主の状況(2025年9月末日現在)

（略）

< 訂正後 >

(略)

委託会社の概況

イ．資本金の額(2026年3月末日現在)

(略)

ハ．大株主の状況(2026年3月末日現在)

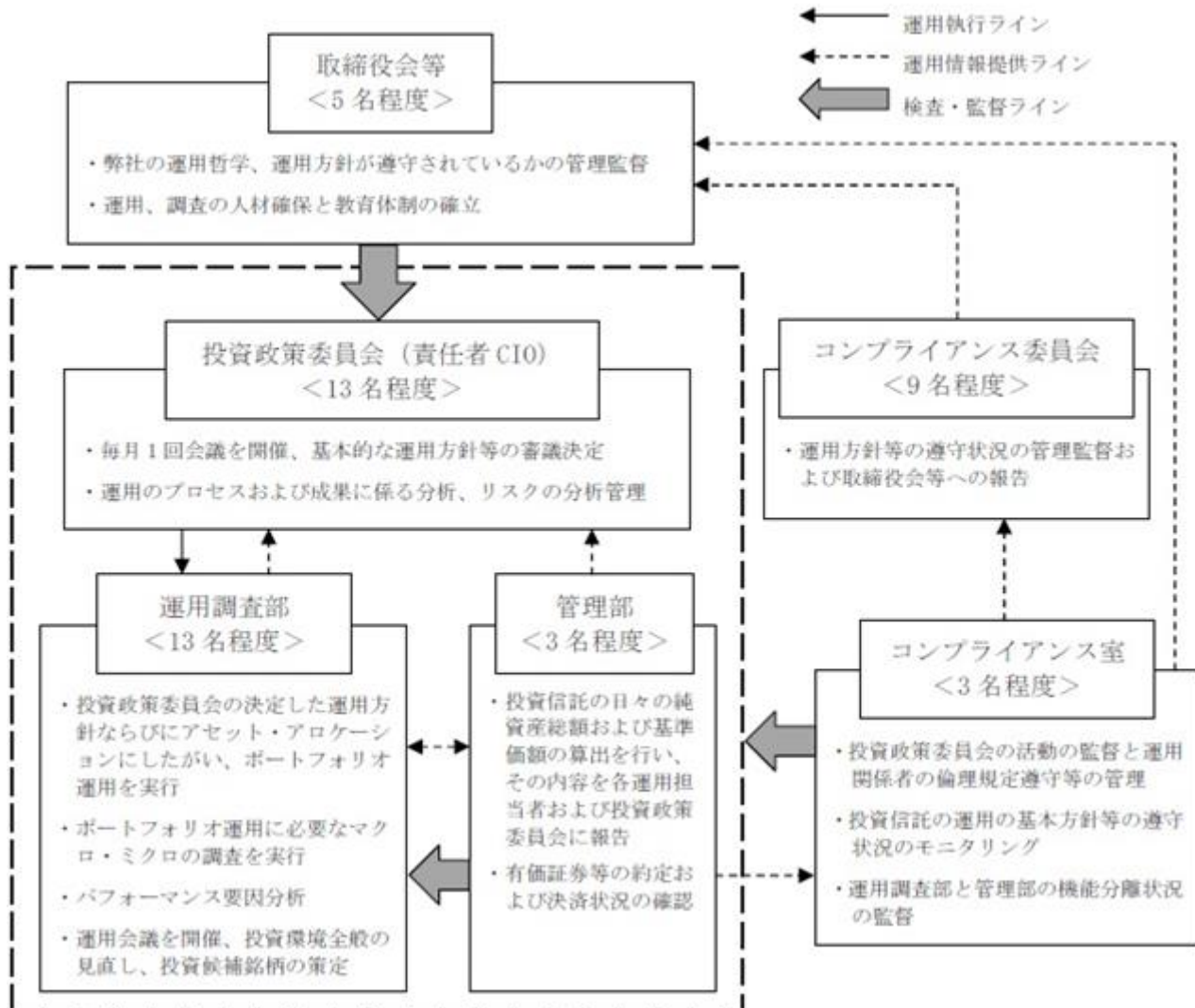
(略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
当ファンドの運用体制等は以下の通りです。



社内規程

信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、さらに適宜その事務遂行能力をモニタリングしています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(注)運用体制等は、2026年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

<訂正前>

(略)

ニ．デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款第13条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(略)

<訂正後>

(略)

ニ．デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款第13条)

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(略)

3【投資リスク】

<更新後>

(1)投資リスク

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。

したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

信用リスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時的にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

(2)その他留意点

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受け付けたものとして取扱っております。

当ファンドは、多額の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入れ資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。

投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握することで管理しております。なお、価格変動リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

流動性リスク

流動性リスクは、市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することで管理しております。なお、流動性リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入れ資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。投資政策委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

信用リスク

信用リスクは、発行体の業績や財務内容等の分析などを行うことで管理しております。なお、信用リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

為替変動リスクおよびカントリー・リスクは、金利・為替・証券価格等の価格変動状況の把握に努め、国際情勢等を分析することで管理しております。

ファンド資産の流出によるリスク

ファンド資産の流出によるリスクは、キャッシュポジションの見直しを行うことで投資政策委員会が管理しております。

(注)投資リスクに対する管理体制は、2026年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

- ▶ 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X総研に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

(注) 上記は、2025年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(略)

<訂正後>

(略)

(注) 上記は、2026年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(略)

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		367,214,190,585	79.34
	日本	353,216,134,460	76.31
	フランス	7,424,637,946	1.60
	アメリカ	6,092,507,989	1.31
	フィンランド	278,920,757	0.06
	イタリア	201,989,433	0.04
預金、その他の資産(負債控除後)	-	95,605,619,767	20.65
合計(純資産総額)		462,819,810,352	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国/地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位30銘柄

(2026年3月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	信越化学工業	化学	3,220,200	4,651.00	14,977,150,200	6,259.00	20,155,231,800	4.35
日本	株式	I N P E X	鉱業	3,400,000	2,452.50	8,338,500,000	4,678.00	15,905,200,000	3.44
日本	株式	ディスコ	機械	225,000	40,170.00	9,038,250,000	61,240.00	13,779,000,000	2.98
日本	株式	ダイキン工業	機械	663,000	19,783.72	13,116,609,057	18,685.00	12,388,155,000	2.68
日本	株式	スズキ	輸送用機器	6,000,000	1,971.76	11,830,596,431	1,875.50	11,253,000,000	2.43
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	5,000,000	1,993.03	9,965,154,603	2,123.50	10,617,500,000	2.29
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,202,900	2,940.00	9,416,526,000	3,162.00	10,127,569,800	2.19
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,000,000	3,372.16	10,116,496,728	3,209.00	9,627,000,000	2.08
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,000,000	4,114.00	8,228,000,000	4,464.00	8,928,000,000	1.93
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	5,555,800	1,861.57	10,342,513,788	1,585.00	8,805,943,000	1.90
日本	株式	T O T O	ガラス・土石製品	1,500,000	4,084.00	6,126,000,000	5,090.00	7,635,000,000	1.65
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	4,287,200	1,657.50	7,106,034,000	1,766.50	7,573,338,800	1.64
日本	株式	旭化成	化学	5,000,000	1,237.00	6,185,000,000	1,509.00	7,545,000,000	1.63
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	800,000	4,074.00	3,259,200,000	8,380.00	6,704,000,000	1.45
日本	株式	H O Y A	精密機器	250,000	19,275.00	4,818,750,000	26,550.00	6,637,500,000	1.43
日本	株式	テルモ	精密機器	3,087,300	2,617.90	8,082,250,551	2,108.00	6,508,028,400	1.41
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	2,200,000	2,472.15	5,438,739,262	2,660.00	5,852,000,000	1.26
日本	株式	デクセリアルズ	化学	2,415,800	2,061.50	4,980,171,700	2,114.50	5,108,209,100	1.10
日本	株式	三浦工業	機械	1,600,000	2,860.44	4,576,712,993	3,106.00	4,969,600,000	1.07
日本	株式	小松製作所	機械	800,000	5,038.00	4,030,400,000	6,013.00	4,810,400,000	1.04
日本	株式	A N A ホールディングス	空運業	1,690,000	2,927.02	4,946,668,268	2,804.00	4,738,760,000	1.02
日本	株式	キッコーマン	食料品	3,000,000	1,311.00	3,933,000,000	1,435.00	4,305,000,000	0.93
日本	株式	三井物産	卸売業	700,000	3,403.00	2,382,100,000	5,959.00	4,171,300,000	0.90
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,000,000	3,947.00	3,947,000,000	4,084.00	4,084,000,000	0.88
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,049,000	2,154.50	4,414,570,500	1,947.50	3,990,427,500	0.86
日本	株式	三菱商事	卸売業	750,000	3,290.00	2,467,500,000	5,317.00	3,987,750,000	0.86
日本	株式	S M C	機械	63,300	45,860.00	2,902,938,000	59,870.00	3,789,771,000	0.82
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,000,000	1,515.46	4,546,385,686	1,257.50	3,772,500,000	0.82
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	1,150,000	3,398.00	3,907,700,000	3,267.00	3,757,050,000	0.81
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	4,000,000	969.33	3,877,350,203	930.50	3,722,000,000	0.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(口)種類別および業種別の投資比率

(2026年3月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	機械	12.79
		電気機器	12.09
		化学	11.50
		輸送用機器	7.62
		精密機器	4.54
		食料品	4.47
		小売業	4.40
		鉱業	3.44
		ガラス・土石製品	2.60
		卸売業	2.49
		サービス業	2.01
		非鉄金属	1.47
		空運業	1.02
		医薬品	1.02
		陸運業	0.90
		ゴム製品	0.81
		情報・通信業	0.80
		その他製品	0.63
		建設業	0.54
		鉄鋼	0.47
		金属製品	0.37
		繊維製品	0.24
		電気・ガス業	0.06
		パルプ・紙	0.05
	海運業	0.01	
	保険業	0.00	
	外国	サービス業	1.39
		電気機器	0.56
		食料品	0.53
		情報・通信業	0.40
小売業		0.08	
	鉱業	0.06	
合計			79.34

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年3月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第17計算期間末日 (2016年8月23日)	260,884,622,624	1.8913
第18計算期間末日 (2017年8月23日)	298,559,012,840	2.3368
第19計算期間末日 (2018年8月23日)	310,610,652,327	2.5348
第20計算期間末日 (2019年8月23日)	274,698,785,426	2.2555
第21計算期間末日 (2020年8月24日)	288,148,793,156	2.4496
第22計算期間末日 (2021年8月23日)	340,148,817,870	3.0698
第23計算期間末日 (2022年8月23日)	350,075,391,142	3.1432
第24計算期間末日 (2023年8月23日)	380,963,249,077	3.4521
第25計算期間末日 (2024年8月23日)	420,335,858,468	3.9101
第26計算期間末日 (2025年8月25日)	429,159,634,910	4.0759
2025年3月末日	398,126,900,367	3.7318
2025年4月末日	390,832,270,569	3.6540
2025年5月末日	407,261,943,135	3.8117
2025年6月末日	414,327,177,623	3.8840
2025年7月末日	422,133,485,388	3.9779
2025年8月末日	424,111,508,352	4.0327
2025年9月末日	431,005,794,538	4.1215
2025年10月末日	442,489,028,402	4.2610
2025年11月末日	450,993,138,301	4.3588
2025年12月末日	450,777,962,260	4.3774
2026年1月末日	462,304,877,474	4.5101
2026年2月末日	504,955,581,779	4.9472
2026年3月末日	462,819,810,352	4.5445

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	0
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	0
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	0
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	0
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	0
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	0
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	0
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	0
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	0
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8.26
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	23.56
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	8.47
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	11.02
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	8.61
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	25.32
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	2.39
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	9.83
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	13.27
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4.24

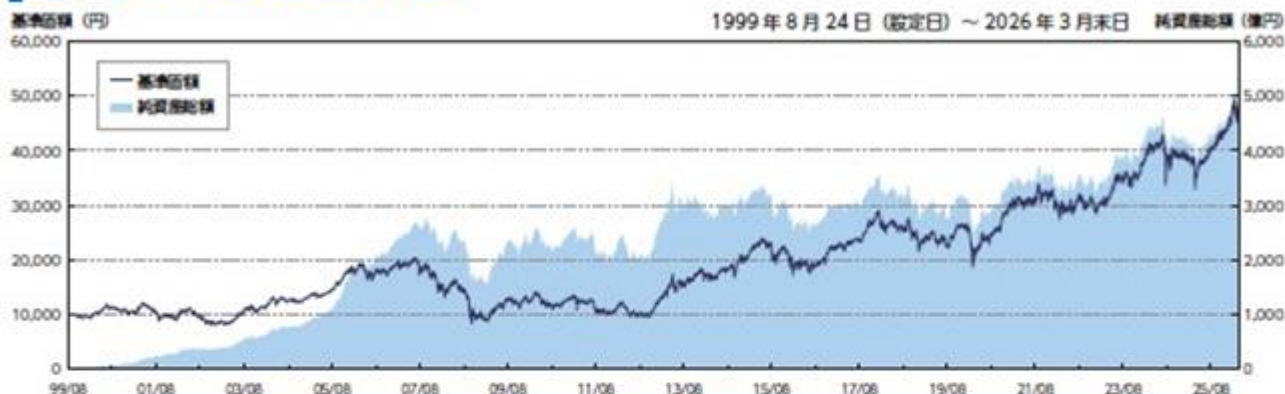
(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第17計算期間 (2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8,595,394,213	8,503,223,086
第18計算期間 (2016年8月24日から2017年8月23日まで)	6,332,467,432	16,505,374,774
第19計算期間 (2017年8月24日から2018年8月23日まで)	6,607,256,597	11,833,540,335
第20計算期間 (2018年8月24日から2019年8月23日まで)	6,330,514,726	7,079,874,682
第21計算期間 (2019年8月24日から2020年8月24日まで)	6,683,161,132	10,842,094,942
第22計算期間 (2020年8月25日から2021年8月23日まで)	5,127,952,039	11,956,055,712
第23計算期間 (2021年8月24日から2022年8月23日まで)	5,327,931,351	4,757,460,792
第24計算期間 (2022年8月24日から2023年8月23日まで)	4,771,209,535	5,786,767,980
第25計算期間 (2023年8月24日から2024年8月23日まで)	4,272,299,725	7,130,727,093
第26計算期間 (2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4,169,012,134	6,377,731,583

(参考情報)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移

2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	79.3
(うち国内)	76.3
(うち海外)	3.0
(うち先物)	-
預金、その他の資産 (負債控除後)	20.7
合計	100.0

業種別比率 (組入上位10業種)

業種名	比率(%)
機械	12.8
電気機器	12.6
化学	11.5
輸送用機器	7.6
食料品	5.0
精密機器	4.5
小売業	4.5
鉱業	3.5
サービス業	3.4
ガラス・土石製品	2.6

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	信越化学工業	4.4
		INPEX	3.4
		ディスコ	3.0
		ダイキン工業	2.7
		スズキ	2.4
		セブン&アイ・ホールディングス	2.3
		トヨタ自動車	2.2
		ソニーグループ	2.1
		日立製作所	1.9
		アサヒグループホールディングス	1.9

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※外国株式：当社基準に則して、東証33業種に振り替えております。

※2026年3月末日現在

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しておりません。

※年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※2026年は年初から2026年3月末日までの収益率です。

※当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」に、以下の内容を追加します。

<追加>

3. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

<追加>

原届出書「第3ファンドの経理状況 1財務諸表」に以下の内容を追加します。

【さわかみファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	4,885,563,914
金銭信託	213,503
コール・ローン	91,199,000,000
株式	403,682,602,398
未収入金	315,400,000
未収配当金	829,614,262
未収利息	1,499,161
流動資産合計	500,913,893,238
資産合計	
500,913,893,238	
負債の部	
流動負債	
未払解約金	198,544,757
未払受託者報酬	86,704,840
未払委託者報酬	1,198,676,279
流動負債合計	1,483,925,876
負債合計	
1,483,925,876	
純資産の部	
元本等	
元本	*1 102,139,991,818
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	397,289,975,544
(分配準備積立金)	213,127,260,239
元本等合計	499,429,967,362
純資産合計	
*3 499,429,967,362	
負債純資産合計	
500,913,893,238	

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
営業収益	
受取配当金	3,559,255,274
受取利息	285,296,266
有価証券売買等損益	81,471,967,527
為替差損益	1,053,882,699
その他収益	973,601
営業収益合計	86,371,375,367
営業費用	
受託者報酬	171,896,858
委託者報酬	2,323,220,146
営業費用合計	2,495,117,004
営業利益又は営業損失（ ）	83,876,258,363
経常利益又は経常損失（ ）	83,876,258,363
中間純利益又は中間純損失（ ）	83,876,258,363
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,285,729,330
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	323,868,593,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,720,020,388
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,720,020,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,889,166,961
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,889,166,961
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	397,289,975,544

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)
<p>1.資産の評価基準及び評価方法</p> <p>株式</p> <p>移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3.収益及び費用の計上基準</p> <p>(1)受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)	
*1. 中間計算期間末日における受益権の総数	102,139,991,818口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	-円
*3. 中間計算期間末日における1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4.8897円 (10,000口当たり純資産額 48,897円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)	
該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

第27期中間計算期間 (自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)	
該当事項はありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
期首元本額	105,291,041,826円
期中追加設定元本額	1,687,316,528円
期中一部解約元本額	4,838,366,536円

2. 有価証券関係

	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
該当事項はありません。	

3. デリバティブ取引関係

	第27期中間計算期間末 (2026年2月25日現在)
該当事項はありません。	

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

(2026年3月末日現在)

資産総額	463,399,217,710 円
負債総額	579,407,358 円
純資産総額 (-)	462,819,810,352 円
発行済数量	101,842,310,070 口
1単位当たり純資産額 (/)	4.5445 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額(2025年9月末日現在)

(略)

(2) 会社の機構(2025年9月末日現在)

(略)

< 訂正後 >

(1) 資本金の額(2026年3月末日現在)

(略)

(2) 会社の機構(2026年3月末日現在)

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

2025年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は431,005,794,538円です。

< 訂正後 >

(略)

2026年3月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は462,819,810,352円です。

3【委託会社等の経理状況】

<追加>

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社の概況 3委託会社等の経理状況」に以下の内容を追加します。

3. 委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、「財務諸表等規則」第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日現在)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,843,542
直販顧客分別金信託	100,000
未収委託者報酬	431,493
貯蔵品	4,000
前払費用	18,706
その他	7,675
流動資産合計	6,405,417
固定資産	
有形固定資産 1	
建物 (純額)	17,566
器具備品 (純額)	27,170
有形固定資産合計	44,737
無形固定資産	
ソフトウェア	353,954
ソフトウェア仮勘定	52,580
無形固定資産合計	406,534
投資その他の資産	
関係会社株式	388,514
長期差入保証金	61,785
繰延税金資産	69,962
その他	2,215
投資その他の資産合計	522,477
固定資産合計	973,749
資産合計	7,379,167

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	114,413
未払法人税等	244,787
未払消費税等 3	52,909
預り金 2	1,309,254
賞与引当金	31,800
ポイント引当金	86,501
流動負債合計	1,839,666
固定負債	
資産除去債務	37,544
固定負債合計	37,544
負債合計	1,877,210
純資産の部	
株主資本	
資本金	320,000
利益剰余金	
利益準備金	80,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,101,956
利益剰余金合計	5,181,956
株主資本合計	5,501,956
純資産合計	5,501,956
負債・純資産合計	7,379,167

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 2025年4月 1 日	
至 2025年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	1,900,869
その他売上	9,885
営業収益合計	1,910,754
営業費用	
支払手数料	3,052
広告宣伝費	238,780
調査費	8,656
委託計算費	18,589
営業雑経費	271,404
通信費	58,781
印刷費	36,900
システム使用料	129,637
外注費	41,186
その他	4,898
営業費用合計	540,483
一般管理費	
給与	315,884
役員報酬	68,924
給与手当	218,752
賞与	28,207
法定福利費	52,466
賞与引当金繰入額	31,800
業務委託費	44,824
交際費	254
旅費交通費	27,166
租税公課	14,592
不動産賃借料	32,590
固定資産減価償却費	19,576
その他	60,814
一般管理費合計	599,970
営業利益	770,299

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日)	
営業外収益	
受取利息	5,670
雑収入	1,115
営業外収益合計	6,786
営業外費用	
支払利息	856
雑損失	610
営業外費用合計	1,466
経常利益	775,619
特別損失	
抱合せ株式消滅差損 2	16,075
特別損失合計	16,075
税引前中間純利益	759,544
法人税、住民税及び事業税	231,035
法人税等調整額	3,152
法人税等合計	227,883
中間純利益	531,661

（ 3 ）【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	320,000	80,000	5,146,295	5,226,295	5,546,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			576,000	576,000	576,000
中間純利益			531,661	531,661	531,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	44,338	44,338	44,338
当中間期末残高	320,000	80,000	5,101,956	5,181,956	5,501,956

	純資産合計
当期首残高	5,546,295
当中間期変動額	
剰余金の配当	576,000
中間純利益	531,661
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	44,338
当中間期末残高	5,501,956

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式（子会社株式）

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（2）ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識し計上しております。

（2）その他売上

その他売上は、確定拠出年金運営管理機関としての売上であり、確定拠出年金の運営にかかる報酬を契約に基づき月次で認識し計上しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
建物	67,122
器具備品	78,812

2 預り金

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年9月30日現在)	
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	12,935
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	2,682
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	1,286,405
その他	7,230

3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 固定資産減価償却費

減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
有形固定資産	8,632
無形固定資産	10,944

2 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損16,075千円は、過年度に計上していた投資損失引当金14,106千円の戻入益と当社の完全子会社であった投信直販サービス株式会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損30,181千円を相殺したものであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間期末株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	172,800	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日
2025年6月16日 定時株主総会	甲種類株式	403,200	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（2025年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	61,785	58,779	3,005
資産計	61,785	58,779	3,005

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
非上場株式（関係会社株式）	388,514

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		58,779		58,779
資産計		58,779		58,779

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2025年 9月30日)

子会社株式

市場価格のない子会社株式の2025年 9月30日現在の中間貸借対照表計上額は、388,514千円であります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
当期首残高	37,518
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	25
資産除去債務の履行による減少額	-
当中間期末残高	37,544

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は、2025年7月9日開催の取締役会において、2025年9月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である投信直販サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：投信直販サービス株式会社

事業の内容：情報システム等の開発・販売・保守等

(2) 企業結合日

2025年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

さわかみ投信株式会社

(5) 本合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金その他一切の対価の支払いはありません。

(6) 企業結合の目的

投信直販サービス株式会社は、直販を行う投信直販各社にも「投信直販ネットサービス」およびIT支援を行うことで、投信直販業界全体の顧客リレーションシップに貢献することを目的の一つとして設立いたしました。しかしながら、「投信直販ネットサービス」については、さわかみ投信株式会社向けの独自機能のアップデートに専念する方針となり、このたびの吸収合併の決定に至りました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	1,900,869
確定拠出年金運営管理機関としての売上	9,885
合計	1,910,754

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	1,528,321円37銭

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	147,683円65銭
中間損益計算書上の中間純利益	531,661千円
普通株式及び甲種類株式に係る 中間純利益	531,661千円
普通株主及び甲種 類株主に帰属しない金額の主要な 内訳	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平 均株式数	3,600株

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

< 訂正前 >

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2025年9月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2025年9月末日現在)	事業の内容
ひろぎん証券株式会社 [*]	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*ひろぎん証券株式会社は、2016年6月1日より当ファンドの募集の取扱いおよび販売は行っておりません。

(略)

< 訂正後 >

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
ひろぎん証券株式会社 [*]	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*ひろぎん証券株式会社は、2016年6月1日より当ファンドの募集の取扱いおよび販売は行っておりません。

(略)

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月27日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中東陽監査法人 東京事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤秀洋
指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「さわかみファンド」の2025年8月26日から2026年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「さわかみファンド」の2026年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月28日

さわかみ投信株式会社
取締役会 御中東陽監査法人 東京事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤秀洋
指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。